

平成26年6月30日

金融庁 総務企画局市場課

御中

『「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）の公表について』に対する意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

（通称 NACS）

消費者提言特別委員会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号

全国婦人会館2階

電話03-6434-1125（代）・fax03-6434-1161

eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

当協会は設立26年になりますが、大きな活動の一つとして「ウィークエンド・テレホン」と銘打ち、行政の消費者相談が休みとなる土曜日・日曜日に全国から電話による消費者相談を受けてきました。個別救済はもとより、その相談に内在する消費者被害を惹起する法的不備、あるべき規制の問題等について建設的意見を表明し、消費者法改正や規制強化に寄与してきた実績をもちます。複雑化する消費者被害は事業者と消費者の間の情報の質・量の格差、交渉力の格差により必然的に起こりうる問題であるが故に、暮らしの安全・安心を構築するためには常に国には具体的な政策展開を求め、事業者には必要な制度整備を要請してきたものです。

この度、金融庁から実質的に不招請勧誘の禁止を維持するような内容の政令改正案が提出され、意見募集が行われています。

経済産業省と農林水産省が公表しています、商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の大幅な緩和（4/28 反対意見提出済みです）とは対照的な改正案となっています。この改正案に対して市民・消費者並びに消費者相談現場から意見を申し述べます。

記

## 1 【意見の趣旨】

金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為（275条 法第66条の14 第3号）、6の2 個人である顧客に対し、法第38条第5号に規定する金融商品取引

契約の締結につき、その勧誘に先立って、その勧誘を受ける意思の有無を確認する際の禁止行為について、賛成します。

#### 【意見の理由】

有価証券取引又は、デリバティブ取引が未経験である顧客に対して、(イ) 訪問し又は電話をかけること。(ロ) 勧誘する目的がある事をあらかじめ明示しないで当該顧客を集めること。

金融商品仲介業者から、突然、電話又は訪問を受け「金融商品についての話だけを聞いて欲しい」と、勧誘の目的を隠ぺいして説明を受けた場合、「話を聞くだけなら」と、軽い気持ちで受けたことで、うまい言葉に載せられ購入させられることは容易に考えられます。事前に危険度の高い金融商品の勧誘であることが分かっていたら、購入意思の判断もできると考えられ強引な勧誘による消費者被害の救済のためにも内閣府令案に賛成します。

#### 2 【意見の趣旨】

不招請勧誘等が禁止される契約として「商品関連市場デリバティブ取引」を明記したこと（施行令 16 条の 4 第 2 項 1 号二）、また、一定の取引関係にない個人顧客に対する禁止行為として「訪問し又は電話をかけること」を加えたこと（内閣府令 117 条 8 号の 2）（内閣府令 275 条 6 号の 2）について、賛成します。

#### 【意見の理由】

(1) 商品先物取引における不招請勧誘の禁止規定（商品先物取引法 214 条 9 号）は、商取引について長年の苦情・トラブルが絶えず、深刻な被害を出してきたことから、平成 21 年度改正法により、ようやく導入された規定であり、その結果、商品先物取引に関する苦情・相談は大幅に減少しました。

他方、金・白金の地金取引や損失限定取引（スマート CX）を端緒として商品先物取引を勧誘することによって不招請勧誘の禁止を滑脱してトラブルとなる事例も報告されており、不招請勧誘の禁止規定を維持する必要性は現在も異なりません。

(2) 今回の施行令案と金融商品取引業等に関する内閣府令案は、商品関連市場デリバティブ取引について「勧誘受諾の意思確認義務」や「再勧誘の禁止」の対象とし、かつ、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては訪問・電話によることを禁止する点で、実質的に不招請勧誘の禁止と同様の効果を期待することができます。その意味で上記施行令案と金融商品取引業等に関する内閣府令案に賛成します。

以上